



# 令和8年度「地域クラブ活動に関する認定制度」 説明資料

令和8年2月9日

上越市教育委員会 地域クラブ活動推進室

☎ 025-545-9267  
c-club-katsudo@city.joetsu.lg.jp

# 本日、共有させていただきたいこと

---

- 1 認定制度の変更
- 2 国の新たなガイドラインについて
  - ・ 地域クラブ活動の在り方
  - ・ 認定制度が設けられた趣旨
- 3 認定の要件(7つの要件)
- 4 認定の具体的確認事項(主なポイント)
- 5 認定にあたっての留意事項
- 6 認定地域クラブ活動のメリット
- 7 上越市における令和8年度の認定スケジュール等
- 8 まとめ

# 1 認定制度の変更

---

## ○これまで

- 上越市独自の地域クラブ認定制度を運用



## ○令和8年4月から

- 国の新たなガイドライン※に基づく認定に変更

※ 部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン  
～子供たちのスポーツ・文化芸術活動の充実に向けて～  
令和7年12月 文部科学省

[https://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/sports/mcatetop04/list/1405720\\_00025.htm](https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/1405720_00025.htm)

## 2 国の新たなガイドラインについて

---

- ・ 令和8年度から令和13年度(6年間)を「改革実行期間」
- ・ 部活動の地域展開等の全国的な実施を推進。認定制度の仕組みを構築

### ○地域クラブ活動の在り方 P7

- ・ 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させる。
- ・ 地域全体で支えることによる新たな価値を創出する。
- ・ 競技性や成果のみを重んじるものではない。
- ・ 生徒が生涯にわたってスポーツや文化芸術活動を楽しむために必要な資質・能力等を育てることを主な目的とする。

### ○認定制度が設けられた趣旨 P8

- ・ 競技力向上を主目的としたチーム・スクール等との区別や質の担保等の観点から、国が本ガイドラインにより示す認定要件及び認定手続等に基づき、市区町村等において認定を行う仕組みを構築する。

# 3 認定の要件(7つの要件)

P8、別冊資料①P1

- ①学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること
- ②適切な活動時間や休養日が設定されていること
- ③活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること
- ④適切な指導の実施体制が確保されていること
- ⑤適切な安全確保の体制が確保されていること
- ⑥適切な運営体制が確保されていること
- ⑦学校等との連携が適切に行われていること

# 4 認定の具体的確認事項（主なポイント）

---

## 認定要件① 別冊資料①P8

学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること

○市区町村等が定める対象区域内に居住する生徒を主な対象とした活動であること。なお、競技力強化等の観点から広域から生徒を集めることは認められない

○選抜等を行わず、参加を希望する生徒を広く受け入れること

# 4 認定の具体的確認事項(主なポイント)

---

認定要件② 別冊資料①P9

## 適切な活動時間や休養日が設定されていること

○生徒の心身の成長に配慮して健康に生活を送れるよう、週2日以上  
の休養日を設定し、活動時間は、平日は1日2時間程度以内、休日は1  
日3時間程度以内とし、週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内と  
すること

※生徒が、学校部活動と地域クラブ活動の両方に参加する場合や複数の  
地域クラブ活動に参加する場合等においては、参加する活動全体を通  
算した週当たりの活動時間を11時間程度の範囲内とする必要がある。

# 4 認定の具体的確認事項(主なポイント)

---

認定要件④ 別冊資料①P10

## 適切な指導の実施体制が確保されていること

- 地域クラブ活動において指導や指導補助、見守り等を行う人材（以下「指導人材」という。）が、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許さないことを誓約すること
- 市区町村等が定める研修を受講し、市区町村等に登録された指導人材が活動に携わること
  - 「認定地域クラブ活動指導者」登録制度

# 4 認定の具体的確認事項(主なポイント)

---

認定要件⑦ 別冊資料①P13

学校等との連携が適切に行われていること

- 地域クラブ活動の活動方針や指導方針、スケジュール等を生徒の在籍する中学校等と共有すること
- 生徒の活動状況や活動実績等について、生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有するとともに、情報を適切に管理すること

# 5 認定にあたっての留意事項

別冊資料①P2

## 各地域クラブ活動の参加対象区域の設定

○市区町村等が、以下の観点等を考慮し、各地域クラブ活動の参加対象となる生徒の居住する対象区域を定める。

- ・ 地域の子供たちは地域で育てるという意識の下で地域の関係者が連携して活動を支えること
- ・ 生徒の在籍する中学校等との連携を図ること
- ・ 活動場所への移動に過度な負担が生じないように配慮すること
- ・ 充実した活動とするために競技種目等に応じて過多・過少な人数とならないよう適切な参加人数の規模にすること

ただし、十分な参加人数を見込めない場合や生徒のニーズに応じた多種多様な体験の機会を提供する活動の場合等には市区町村の全域を対象区域として定めることも考えられるとされています。

なお、認定要件①より、競技力強化等の観点から広域から生徒を集めることは認められません。

参加生徒の対象区域を設けていないクラブについては、今後協議、調整させていただきます。

# 6 認定地域クラブ活動のメリット

別冊資料①P7

認定地域クラブ活動に対して、次の取組を促進する。

- ①生徒・保護者等に対する市区町村等による情報提供
- ②地域クラブ活動の運営等への公的支援
- ③地域クラブ活動への従事を希望する教師等の兼職兼業
- ④生徒の大会・コンクールへの円滑な参加

上越市においても取組を進めます。

②について

8年度は謝金の一部支援等の財政的援助を検討中。また、学校施設の優先活用について検討を進めます。

④について

7年度から国等、中学校体育連盟、吹奏楽連盟、合唱連盟の主催・共催大会コンクールへの参加費、交通費等を学校部活動参加生徒と同様に支援しています。

# 7 上越市における8年度認定スケジュール等

---

## ○認定意向確認

- ・ 8年度当初からの認定を希望する団体は、令和8年2月24日(火)までに、推進室へその意向をお知らせください。電子メール可。

## ○ヒアリングと本申請

- ・ 必要に応じ、推進室がヒアリング等を実施し、団体には、3月末までに認定申請書等必要書類を提出いただきます。

## ○認定期間

- ・ 認定期間は、複数年とせず単年度認定とします。

## ○その他

- ・ 従来の認定制度を含む「上越市地域クラブ活動整備方針」を今年度中を目途に改定します。
- ・ 従来の認定の条件としていた運営団体への加盟について、8年度は、運営団体の機能を教育委員会が一時的に担いながら、運営団体が果たす役割や必要な体制等について検討、調整することとしますので、認定に伴う加盟は要しません。

# 8 まとめ

---

## 認定地域クラブに求められること

- ・ 「地域クラブ活動の在り方」を踏まえる。
- ・ 適切な活動時間・休養日を設定する。
- ・ 暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為を防止し、生徒の安全を確保する。
- ・ 学校と連携する。